

議案第 4 号

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正
する。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数（以下「不特定多数」という。）の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）から（5）まで 略 （6） 高齢者等が転落するおそれのある場合には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者等の転	（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数（以下「不特定多数」という。）の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）から（5）まで 略 （6） 高齢者等が転落するおそれのある場合には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者等の転

落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略	落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略
---------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。